

2023年2月21日

投資家の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

UBS 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）
の購入・換金申込の受付停止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用を行う「UBS 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、主要投資対象である外国投資信託が 2023 年 3 月 21 日をもって償還される旨の正式な通知を受領いたしました。これによりまして、当ファンドにおきましては、信託約款第 39 条第 2 項の規定に従い、投資家の皆様に対して速やかに信託財産の返還を行うこととし、2023 年 3 月 30 日付で当ファンドの繰上償還を行う予定としております。詳細につきましては、下記をご覧ください。

なお、繰上償還手続き開始にあたり、3 月窓開け期間（3 月 1 日～3 月 24 日）にかかる購入・換金申込みの受付は停止させていただきます。

敬具

記

<予定>

2023 年 3 月 14 日	・繰上償還に関する届出等の当局への提出 ・繰上償還のお知らせの弊社 HP への掲載（UBS） ・繰上償還のお知らせ（投資家様宛）の交付開始（販売会社経由）
2023 年 3 月 21 日	・投資先外国投資信託の償還日
2023 年 3 月 24 日	・投資先外国投資信託の償還金支払い
2023 年 3 月 30 日	・当ファンドの繰上償還日*

※ 償還金は 2023 年 3 月 31 日以降、お取扱いの販売会社においてお支払いいたします。

<その他ご留意事項>

<p>・繰上償還の手続き開始に伴い当ファンドの 3 月窓開け期間（3 月 1 日～3 月 24 日）にかかる購入・換金申込の受付は停止させていただきます。</p> <p>・この繰上償還につきましては、書面決議（投資家様に採決を求める手続き）の適用はありません。 ご参考：信託約款第 39 条（信託契約の解約） （前略）</p> <p>② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国籍の投資信託が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 （後略）</p>

以上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。